

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年9月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号：中国四国（受）第1500088号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第1500037号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年10月1日から同年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和52年10月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年10月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和30年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和52年10月1日から同年11月1日まで

昭和52年10月1日にA社から子会社のB社に異動した際の厚生年金保険の記録が空白になっているが、請求期間も勤務は継続しており、当時の給与支払明細書もあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支払明細書及び請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてB社に勤務し（昭和52年10月1日にA社からB社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和52年11月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、A社において厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業を承継しているC社に照会したが回答が得られず、このほかに確

認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500082 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500012 号

第1 結論

平成4年＊月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和47年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成4年＊月から平成5年3月まで

私が20歳になった際、A市に住所地を有した学生であったが、実家があったB市（現在は、C市）に住む母が、同市役所で私の国民年金の加入手続を行った。

卒業後、実家のあるB市に戻った際、母が同市役所で国民年金保険料を立て替えて納付していたので、領収書にある納付額に見合う現金を母に一括して手渡した記憶があるのに、請求期間は未加入期間で、当該期間の納付記録が無いので、訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、平成7年10月17日にB市において払い出されたことが確認でき、この頃に加入手続が行われ、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得している上、請求者が所持する年金手帳及び同市が管理する請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）の資格記録も一致しており、請求期間は、国民年金の未加入期間として整理されていることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、B市において、母親が請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているものの、請求者は、請求期間当時、A市に住所地があったことが、改製原附票から確認できる上、請求者及びB市に住所地があった母親がA市で加入手続をした記憶はないと陳述しており、制度上、国民年金の資格取得に係る届出は住民票がある市町村長に行うとされていることから、請求者の主張は不自然である。

なお、A市、C市及び両市を管轄する日本年金機構事務センターに照会しても、請求期間当時、各都道府県、社会保険事務所（当時）又は市町村単位で請求者が主張し

ているような独自の適用事務の取扱いを行っていた実態等も確認できない。

また、オンライン記録による氏名検索を行っても、A市において、請求期間に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、D事務センターは、「D県下において、請求期間当時、国民年金の加入手続を行わない20歳到達者に対して、年金手帳の送付により適用（職権適用）する取扱いについて、当時の資料等が保管されておらず不明である。」と回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該期間の加入手続及び保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっている、当該期間当時の加入手続等を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500087 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500038 号

第1 結論

請求期間①について、請求者の船舶所有者A事業所（船舶名は、B丸）における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年8月頃から昭和18年4月頃まで
② 昭和20年10月頃から昭和21年4月1日まで

私は、請求期間①については、高等小学校を卒業後、船舶所有者がA事業所で船名がD丸（途中で船名がB丸に変更）にE職として乗船した。

請求期間②については、仕事を勧めてくれた同僚と一緒に、船舶所有者がF事業所のG丸にH職として乗船し、運行実行者のC社の月極めチャーターワークとして物資を輸送していた。

いずれも、乗船した際の雇用契約時に船長から船員手帳と船員保険被保険者証を渡されており、船員保険に加入していたので、請求期間①及び②について船員保険被保険者の資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者の陳述する船舶所有者及び船舶名が一致する船舶原簿及び船員保険被保険者名簿により、請求期間①においてA事業所が所有するB丸が船員保険の適用船舶であったことが確認できる。

しかしながら、B丸の船員保険被保険者名簿には、請求者が一緒にB丸に乗船した同僚として記憶する同姓同名の者の記録が確認できるものの、請求者の氏名は無く、請求者の船員保険被保険者台帳においてもB丸に係る記録は無い。

また、請求者は、船員手帳を所持しておらず、B丸の船長の氏名も記憶していないため、請求期間①において請求者がB丸に乗船し、船員保険に加入していた事実を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①において、給与明細書は発行されておらず、船員保険料が控除されていたことに関する具体的な陳述もない上、船舶所有者は既に死亡し、上述の同僚について消息は不明であり、その他に同僚を記憶していないことから、当時の船員保険の保険料控除等について確認することができない。

請求期間②について、C社の船員保険被保険者名簿によると、同社が船員保険の船舶所有者（適用事業所）であったこと、及び請求者が記憶するG丸に乗船を勧めてくれ、一緒に同船舶で勤務したとする同僚の船員保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、上述の被保険者名簿及び請求者の船員保険被保険者台帳では、請求者は、C社において昭和21年4月1日に資格を取得しており、請求者がG丸に乗船時の船長であったと記憶する3名のうち、最初の船長とする1名及び一緒に乗船したと記憶する同僚2名は、当該被保険者名簿において請求者と同日に同社において資格を取得していることが確認できる上、残る船長2名は同被保険者名簿に氏名が見当たらない。

また、上述の同僚2名の船員保険被保険者台帳によると、請求期間②において、船舶名は同一であるが、請求者の陳述とは異なる船員保険の船舶所有者であるI社において船員保険に加入していることが確認でき、同社の船員保険被保険者名簿に請求者の氏名は確認できず、当該期間において、G丸に乗船及び船員保険に加入していたことを確認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間②において、給与明細書は発行されておらず、船員保険料が控除されていたことに関する具体的な陳述もない上、船員手帳を保管していないことから、当時の船員保険の保険料控除等について確認することができない。

加えて、上述の船長のうち1名は、G丸に乗船した記憶はあるものの、請求者については記憶していないとしており、その他の船長及び同僚は、高齢により記憶が定かでなく、死亡又は住所等が不明であるため、請求者の請求期間②に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500091 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500039 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 26 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 46 年 10 月 1 日から昭和 48 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 10 月から昭和 55 年 2 月まで A 社（昭和 50 年 2 月に名称変更により B 社）に正社員として勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が転職を検討した時期に作成し、現在まで保管していたとする「昭和 50 年 4 月 28 日現在」と記載のある履歴書には、請求者は、A 社の入社年月を「昭和 46 年 10 月」と記載している。

また、請求者が勤務したとする請求期間に A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、請求者が名前を挙げた同僚 1 名を含む連絡先が確認できる 11 名に照会したところ、回答のあった者のうち 1 名は、「請求者は私と同じ職種であり、私が A 社に勤務した期間（昭和 46 年 6 月 1 日から昭和 47 年 5 月 31 日まで）に在籍していた。」と回答しており、上記の履歴書の記載を踏まえると、請求者は、請求期間において勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に昭和 48 年 5 月 21 日から雇用され、昭和 55 年 2 月 20 日に離職したことが確認できる上、同社が加入していた健康保険組合は、「請求者の A 社に係る加入期間は、昭和 48 年 6 月 1 日から昭和 55 年 2 月 21 日までである。」と回答しており、当該加入期間は、請求者の同社に係る事業所別被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

また、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は高齢のため照会に回答することができず、所在等が確認できる元取締役複数名に照会し

ても、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等についての具体的な回答は得られず、請求者の請求期間当時の勤務実態及び保険料控除等を確認することができない。

さらに、上記の同僚照会で回答のあった8名についても、A社における厚生年金保険の加入の取扱い及び請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除等についての具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500084 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500040 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 35 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 3 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日まで

平成 3 年 4 月から同年 10 月末まで、A社に正社員として勤務したが、平成 3 年 4 月 21 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳（写）及びA社の採用決定の通知書（写）から、請求者が請求期間に同社に勤務していたことは推認できる。また、請求者が提出した預金通帳（写）から、平成 3 年 5 月 2 日に当該事業所から 11 万 4,000 円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、当該通帳に記載のある上記振込金額からは、請求期間（平成 3 年 4 月分）の厚生年金保険料が控除されていたか確認できない。

また、請求者が提出した平成 3 年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に記載されている「A社」における「支払金額」及び「社会保険料」額は、請求者が提出した家計簿（写）に記載されている平成 3 年 5 月から同年 10 月までの期間に係る「課税対象額」の合計額及び「社保計」の合計額と一致しており、当該源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料の金額には、請求期間（平成 3 年 4 月分）における上記支払額（11 万 4,000 円）に係る金額は含まれておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除も確認できない。

さらに、A社は、請求者に係る資料を保管しておらず、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか否かは分からぬ。」と回答している。

加えて、請求期間当時、A社において社会保険事務を担当していた者は、「請求者

の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かは分からぬ。源泉控除していなければ、源泉徴収票に記載していないと思う。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500090 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500041 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 39 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 23 年 5 月 9 日から平成 25 年 2 月 1 日まで

A社に就職した当初から給与は約 22 万円だったが、年金事務所の記録は標準報酬月額が低く記録されていた。このため、事業所は資格取得時に遡って標準報酬月額を 22 万円に訂正する届出を行ったが、請求期間の標準報酬月額は年金額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及びA社が年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）等から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 23 年 5 月から平成 24 年 9 月までの期間は 11 万 8,000 円、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までの期間は 18 万円と記録されていたところ、請求期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 3 月 30 日に、資格取得時（平成 23 年 5 月 9 日）に遡って標準報酬月額が 22 万円に訂正されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、請求期間の当該記録は年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

標準報酬月額の訂正は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）によるが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書（写）から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月

額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成 23 年 5 月から平成 24 年 9 月までの期間は 11 万 8,000 円、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までの期間は 18 万円）と同額又は低額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500089 号

厚生局事案番号：中国四国（脱）第 1500002 号

第1 結論

昭和 38 年 2 月 11 日から昭和 40 年 8 月 30 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 16 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 38 年 2 月 11 日から昭和 40 年 8 月 30 日まで

請求事業所に請求期間勤務したが、同期間にについては脱退手当金を受給した記録となっている。私は、請求手続を行った記憶はないし、受け取った記憶もない。請求期間を厚生年金保険の被険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間に係る脱退手当金の支給を裁定した裁定庁が保管する「脱退手当金裁定請求書」に、請求者の氏名が手書きで記入され、「〇〇」の押印がされていること、また、請求者の生年月日も正しく記入されており、住所は請求者が退職後に転居した先の住所が記載されていることから、当該請求書の記載内容に不自然な事項等がないことが確認できる。

また、当該裁定庁が保管する「脱退手当金計算書」に記載されている適用年月（取得及び喪失）、適用月数及び標準報酬月額等に誤りはなく、脱退手当金額は法定支給額と一致しており、計算上の誤りもない。

さらに、脱退手当金の支給は、請求期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 11 月 25 日に支給されているなど、脱退手当金の支給上の事務処理に不自然さはうかがえない。

そのほか、請求事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が押印されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。